

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第40条の規程に基づき設置されたアスリート委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 この委員会は、本会定款第4条の事業を円滑に遂行するため、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること。
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること。
- (3) 選手のコンプライアンス啓発に関すること。
- (4) 本協会主催事業に協力し運営に関すること。
- (5) デフバドミントン競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること。
- (6) その他選手に関連すること。

(委員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

第4条 委員長は理事の中から選出し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。委員は、委員長が強化指定選手内で推薦された者を選出する。委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反などによる制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員会)

第5条 アスリート委員会が行う会議は、委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。

2 委員会会議の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 委員会の決定事項は役員会に報告し承認を得るものとする。

(委員長の職務)

第6条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。

2 委員は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその事業を代行する。

(規程の変更)

第7条 この規程は委員会の議決によって変更する事が出来る。ただし、変更した場合は理事会で報告しなければならない。

付則

この規程は、2021年4月1日より施行する。